

## 千葉県特別支援教育研究推進会議 傍聴要領

## 1 傍聴手続

- (1) 千葉県特別支援教育研究推進会議（以下「会議」と言います。）の傍聴を希望する方は、会議開始30分前から5分前までに、会場受付で氏名と住所を記入し、事務局の指示があるまで受付場所でお待ちください。
- (2) 傍聴の定員は、10名以内とします。
- (3) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (4) 傍聴は、会議の席上で委員長の許可が得られたときから可能となりますので、事務局の指示に従って会場に入室してください。

## 2 会議を傍聴するに当たっての注意事項

- (1) 会議開催中は、指定された傍聴席で静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、発言に対して公然と可否を表明しないこと
- (2) 騒ぎ立てるなど、議事進行を妨害しないこと
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと
- (4) 会場においては、撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りではないこと
- (5) その他、会議の秩序を乱し、進行の支障となる行為をしないこと

## 3 会議の秩序の維持

2の会議を傍聴するに当たっての注意事項に違反した傍聴者には注意し、なお、これに従わないときは、退場をしていただきます。

## 4 補足

この傍聴要領に定めるもののほか、傍聴に関して必要な事項については教育庁教育振興部特別支援教育課長が別に定めるものとします。

## 附 則

この傍聴要領は平成25年4月1日から適用します。